

## 募集

### 小学校非常勤講師・サポースタッフ・学校図書館協力員

#### 小学校非常勤講師

平成31年度の小学校非常勤講師を募集します。

- ◆定員 若干名
- ◆勤務場所 市内小学校
- ◆任用期間 4月1日～平成32年3月31日
- ◆報酬 日額1万円
- ◆勤務日時間 原則、月～金曜の5日間。1日6時間(8時～14時45分、休憩45分含む)
- ※祝日、長期休業期間を除く。学校行事などで勤務日を振り替える場合があります。
- ◆業務内容 複式学級や特別支援学級の学級業務全般に関する学級担任の補助
- ◆資格要件
  - ・小学校教員免許状を持っている人
  - ・原則、将来教員を目指している人
  - ・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない人。

#### サポースタッフ

市内小・中学校で教職員の事務的業務の補助を行う「サポースタッフ(臨時職員)」を募集します。

- ◆定員 4人
- ◆勤務場所 小林立小学校、小林立中学校
- ◆任用期間 4月1日～6ヶ月以内
- ※必要に応じて1回は更新可
- ◆時給 787円
- ◆勤務日時 月曜～金曜の5日間、8時～16時の間で4時間
- ※祝日、夏季・秋季・冬季休業を除く。学校行事などで勤務日を振り替える場合があります。
- ※勤務時間は各学校と相談のうえ、決定します。
- ◆業務内容
  - プリント印刷・配付業務、授業準備・採点業務補助など
  - ◆応募要件
    - ・パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができる人
    - ・熱意をもって教職員の業務補助を行う人

#### 学校図書館協力員

市内小・中学校の図書館で活動する「学校図書館協力員」を募集します。

- ◆定員 若干名

#### 活動場所 市内小中学校

- ◆任用期間 4月1日～平成32年3月31日
- ◆謝金 1時間787円
- ◆活動日時 1週間あたり3～5日、1日4時間程度(8時～16時40分の間で各学校と相談)
- ◆活動内容 図書の出借業務全般、館内の環境整備、蔵書管理など
- ◆応募要件
  - パソコン(ワード・エクセル)の基本的な操作ができる人で次の要件のいずれかを満たす人
  - ・図書館で就業経験がある人
  - ・教員または保育士の経験がある人
  - ・子どもの教育にかかわる団体での就業やボランティア活動の経験がある人

共通事項  
 ◆申込締切 3月8日(金曜) 必着  
 ◆応募方法 履歴書(市販のもので可)と教員免許状の写し(非常勤講師のみ)を学校教育課(市役所本館4階)へ持参または郵送ください。  
 ※必ず受験する職種を記入ください。履歴書の学歴・職歴欄の1行目に、「希望業種○○○」と記入ください。

- ◆試験期日 3月16日(土曜)
- ◆試験内容 面接試験
- ◆試験会場 小林立市役所
- 申・問 学校教育課

## 地域おこし協力隊通信

小林市を盛り上げていきたいです!



倉岡 あゆ美 隊員



昨年の8月に家族で東京から移住してきました。霧島連山が一望できる環境はとても贅沢で、4歳の娘も小林市の「空気」がおいしいといいます。10月には、家族でお米の収穫祭に参加しました。自然に触れ、子ども達をのびのび育てることができています。地域おこし協力隊のミッションとしては、特産品開発・工芸品リブランディングという課題で活動中です。まだまだ勉強中ですが、活動を通して地域に貢献できたらとの思いで頑張ります。

## 裁判所からのお知らせ

宮崎地方裁判所都城支部で取り扱っている不動産執行事件については、4月1日から、すべて宮崎地方裁判所本庁で取り扱うこととしました。2月1日から3月31日までの間は、宮崎地方裁判所都城支部と本庁のいずれでも申立てをすることができます。  
 ●問・宮崎地方裁判所本庁 Tel 0985-68-5135

〒886-8501  
 小林市細野300番地  
 Tel 23・0424

表1) 原付・二輪・小型特殊など

車種区分		税率(年税額)
		平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	2000円
	50cc超90cc以下	2000円
	90cc超125cc以下	2400円
	ミニカー	3700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3600円
小型二輪(250cc超)		6000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2400円
	その他(フォークリフトなど)	5900円

表2) 四輪車など

車種区分	税率(年税額)		
	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年超(経年重課)
三輪	3100円	3900円	4600円
四輪乗用自家用	7200円	10800円	12900円
四輪乗用営業用	5500円	6900円	8200円
四輪貨物自家用	4000円	5000円	6000円
四輪貨物営業用	3000円	3800円	4500円

表3) 重課税率適用年度早見表

初度登録年月	重課税率適用年度
平成15年~平成16年3月	平成29年度から
平成16年4月~平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月~平成18年3月	平成31年度から
平成18年4月~平成19年3月	平成32年度から
平成19年4月~平成20年3月	平成33年度から
平成20年4月~平成21年3月	平成34年度から
平成21年4月~平成22年3月	平成35年度から
平成22年4月~平成23年3月	平成36年度から

表4) 四輪車等軽課(グリーン化特例による)

車種区分		税率(年税額)			
		①	②	③	
軽三輪		1000円	2000円	3000円	
軽四輪	乗用	自家用	2700円	5400円	8100円
		営業用	1800円	3500円	5200円
	貨物用	自家用	1300円	2500円	3800円
		営業用	1000円	1900円	2900円

- ①電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス軽自動車:(平成21年排出ガス10%低減または平成30年排出ガス規制適合)
- ②(乗用):平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減かつ平成32年度燃費基準+30%達成車(貨物用):平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ③(乗用):平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減かつ平成32年度燃費基準達成車+10%達成車(貨物用):平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

## 税

### 軽自動車税の税率

#### 原付・二輪・小型特殊など

平成28年度の税制改正で原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率は表1のとおりとなっています。

#### 四輪車など

4輪車などは、表2のとおり車両の新規登録(車検証の初度検査年月)が平成27年3

月31日以前か、平成27年4月1日以降で税率が変わります。また、新規登録から13年を経過した車両は、経年重課の税率が適用されます。

#### 重課税率適用年度

経年重課税率の適用が開始される年度は、新規登録(初度検査)の年月に応じて、表3のとおりとなります。なお、平成15年10月14日以前に新規登録した車両は、新規登録の年の12月が適用されます。10月から軽自動車税の名称が変わります

#### 税制改正により平成31年10月1日から現行の軽自動車税は、「種別割」に名称が変わります。また、同時に自動車取得税(原税)が廃止され、新たに「環境性能割」が創設されます。この改正で、軽自動車税は「種別割」と「環境性能割」で構成されることとなります。

#### ●問

#### ・税務課

Tel 23・0115

・須木庁舎住民生活課

Tel 48・3132

#### ・野尻庁舎住民生活課

Tel 44・1100

### 軽自動車税 グリーン化特例延長

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の措置が1年間延長されました。これにより、平成30年4月~平成31年3月に新規取得した三輪、四輪の軽自動車で一定の基準を満たす車両は、平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表4の

とおりグリーン化特例(軽課)が適用されます。平成30年度以前に軽課の適用を受けた車両(平成30年3月までに新規取得)は対象となりません。

#### ◆注意事項

表4の②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。また、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

#### ●問

#### ・税務課

Tel 23・0115

表5) 車種ごとの手続き方法と場所など

車種	手続場所と電話番号	必要なもの
125cc以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車(農耕作業用含む)	税務課(23-0115) 須木住民生活課(48-3132) 野尻住民生活課(44-1100)	印鑑・車台番号等・ナンバー(廃車手続)・譲渡証明(名義変更手続)
126cc~250ccのバイク	全国軽自動車協会連合会宮崎事務所(0985-51-3070)	手続場所に問い合わせください
251cc以上のバイク	九州運輸局宮崎運輸支局(050-5540-2088) 音声案内	手続場所に問い合わせください
軽自動車四輪および三輪の乗用・貨物	軽自動車検査協会宮崎事務所(050-3816-1760) 音声案内	手続場所に問い合わせください

## 車を廃車・譲渡した人へ 軽自動車・原動機付 自転車の手続きはお 済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車などを所有(使用)している人に課税されます。廃車または譲渡して、その手続きをしていない人は、4月1日までに手続きください。4月2日以降に手続きした場合は軽自動車税が課税されますのでご注意ください。また、所有していた人が亡くなった場合も、名義の変更(相続人などの新たな所有者への変更)や廃車(売却、譲渡や廃棄処分など)の手続

きが必要となります。

### ◆手続きの方法

車両種別によって異なります。詳しくは、次の表5の手続場所へ問い合わせください。軽自動車などの手続きは、手数料がかかることがありますので、事前に電話で確認ください。また、自動車販売店や自動車整備工場で行できる場合がありますが、同じく手数料がかかることがあります。

### ●問

- ・税務課  
Tel 23・0115
- ・須木庁舎住民生活課  
Tel 48・3132
- ・野尻庁舎住民生活課  
Tel 44・1100

## 乗用装置のある小型 特殊自動車も課税対 象です

乗用装置のある農耕用などの小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、農業用薬散布車、ホイールローダーなど)は、公道を走行する走行しないにかかわらず、軽自動車税の課税対象となります。現在、該当する車両を所有し、標識(ナンバープレート)を取得していない人は、早急に税務課、野尻庁舎・須木庁舎住民生活課で標識の交付手続きをお願いします。

### ●問

- ・税務課  
Tel 23・0115
- ・須木住民生活課  
Tel 48・3132
- ・野尻住民生活課  
Tel 44・1100

## 納付確認書(申告用) の交付

平成30年中に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付確認書(申告用)を交付してい

ます。なお、世帯以外の人が窓口で手続きする場合は、委任状が必要です。また、電話での請求もできますが、課税する世帯主もしくは本人の住所へ送付します。

### ●受付窓口・問

- ・ほけん課  
Tel 23・0116
- ・長寿介護課  
Tel 23・1140
- ・西小林出張所  
Tel 27・2180
- ・須木庁舎住民生活課  
Tel 48・3132
- ・野尻庁舎住民生活課  
Tel 44・1100
- ・紙屋出張所  
Tel 46・0101

## 講座・催し

### アルコール家族教室

アルコールについての正しい知識や対応方法、健康障害について学び、身近な人の治療や回復について一緒に考えていきましょう。

### ◆日程

3月12日(火曜)

13時30分~15時30分

◆場所 小林保健所

### ◆内容

アルコール関連の健康問題に関する教室

### ◆参加費 無料

### ◆申込不要

●問・小林保健所  
Tel 23・3118

## 料理教室

楽しく交流をしながら料理を一緒に作りませんか。

### ◆内容

調理実習「介護食作り」

※内容は変更になる場合があります。

### ◆日時

3月15日(金曜)

10時~12時30分

### ◆場所

シルバード望峰の里

### ◆対象

市内在住のおおむね60歳以上の

### ◆費用

500円

### ◆定員

15人

※申込多数の場合は抽選

◆申込締切 3月12日(火曜)

◆申込方法

電話で申し込みください。

### ●申・問

・シルバード望峰の里  
Tel 27・1000

## 保健・福祉

### 家族介護者の集いで お話ししませんか？

介護をしている人の心身のストレス緩和と活力につなげるため、「家族介護者の集い」を開催します。介護に関する質問や悩みのある人、今まで参加したことのない人、また介護を卒業した人もぜひご参加ください。

#### ◆日時

3月9日（土曜）  
13時30分～15時

#### ◆場所

小林市地域包括支援センター

#### ◆内容

懇談・茶話会

#### ◆参加費

無料

#### ◆申込不要

・小林市地域包括支援センター  
Tel 25・0707

### オレンジカフェに 参加しませんか？

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、心身のストレス

緩和と活力につなげることを目的に「オレンジカフェ」を開催します。お茶を飲みながらのお話、歌やゲームなどで交流できます。

#### ◆日時・場所

① 3月6日（水曜）・10時～11時30分・須木永田館

② 3月13日（水曜）・10時～11時30分・細野小学校

③ 3月20日（水曜）・10時～11時30分・細野団地集会所

④ 3月27日（水曜）・10時～11時30分・須木永田館

⑤ 3月27日（水曜）・10時～11時30分・慈敬園

⑥ 3月27日（水曜）・10時～11時30分・須木ふるさとセンター

◆対象  
認知症の人・家族・市民など

◆参加費 100円

◆申込不要

◆問  
小林市地域包括支援センター  
Tel 25・0707

### 学生の方へ（国保に ついて）

国民健康保険（国保）の被保険者で修学などにより市か

ら転出する人は、特例で市の国保の保険証を使うことができます。次の3つのいずれかに該当する場合は、手続きをお願いします。また、該当者は平成31年5月31日までに手続きを行ってください。

#### ① 進学のため転出する場合

届出により引き続き小林市の国保の保険証を利用できます。

#### ◆必要なもの

国保の保険証、世帯主の印鑑、本人と世帯主のマイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカードや通知カードなど）、卒業証明書または卒業証書、進学後の在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）または学生証明書の写し

② 在学中で特例として小林市の国保の保険証を利用して

いる場合

毎年、進級ごとに更新の手続きが必要です。

◆必要なもの

国保の保険証、世帯主の印鑑、本人と世帯主のマイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカードや通知カード等）、在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）または学生証明書の写し

③ ②に該当する人のうち今回卒業（就職）する場合

◆必要なもの

国保の保険証、世帯主の印鑑、本人と世帯主のマイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカードや通知カード等）、職場で交付された健康保険証など（持っている場合）、卒業証明書または卒業証書

◆注意事項

勤労学生など、特例にできない場合もあります。

◆手続き場所

ほけん課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課

◆問・ほけん課  
Tel 23・0116

## 案内

### 公正証書作成・無料 相談所の開設

身近な民事上の紛争予防と紛争解決の一助として、無料相談所を開設します。

#### ◆日時

3月12日（火曜）～14日（木曜）9時～12時、13時～19時

◆場所 都城公証人役場

◆申込方法

電話で申してください。

#### ◆内容

遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・金銭借付契約・離婚給付契約等の公正証書作成に関する相談

◆申・問・都城公証人役場  
Tel 0986・22・1804

### のじりびあ

#### 臨時休業のお知らせ

平成4年4月5日にオープンしたのじりびあは、子どもから大人まで楽しめる施設として宮崎県内でも認知されている遊園施設です。オープン以来、年中無休で運営してきましたが、従業員の負担軽減、労働安全確保などのため、2月から3月までの毎週水曜日を臨時休業日にする事になりましたので、お知らせします。

#### ◆臨時休業日

2月～3月までの  
毎週水曜日

#### ◆問

・野尻庁舎地域振興課  
Tel 44・1100

・のじりびあ  
Tel 44・3000